

佐倉市立南志津小学校
いじめ防止基本方針

令和5年 4月
佐倉市立南志津小学校

1. はじめに

学校は、児童一人一人を大切にし、児童が笑顔で生き生きと学べる場でなくてはなりません。本校は「自ら学び、心豊かでたくましい南っ子の育成」の学校教育目標のもと、子どもにとって安全で安心な学校、子どもや保護者・地域から信頼される学校、子どもや職員にとって楽しく魅力的な学校、あいさつや歌声がひびく明るい学校を目指し、教職員一同、熱意・創意・誠意をもって教育にあたっています。

しかし、学校も一つの社会であり、様々な教育活動を行う過程の中で課題が発生する場合があります。その重要課題の一つに、いじめがあります。いじめは、「いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」です。(いじめ防止対策推進法 第一条) この学校における最重要課題のいじめを根絶するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織で対応することが肝要です。

そこで、本校ではいじめ防止対策推進法、千葉県いじめ防止対策推進条例、佐倉市いじめ防止基本方針に基づき、組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案対処として『佐倉市立南志津小学校いじめ防止基本方針』を策定しました。この方針の基本的な考え方としては、教職員を始め、保護者・地域の方々とともに「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との危機意識をもちながら、すべての児童を対象とした、いじめに対する理解を深めるとともに具体的な防止対策が必要であること。全ての児童が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気をもつなど、一人一人の道徳性と人権意識を高めていくこと。解決にあたっては、いじめられている児童の立場に立ち解決に向け親身の指導を行うこと。さらに、いじめを発見し解決するためには、学校だけでなく家庭・地域社会及び関係機関との連携体制を構築することが重要です。

そして、いじめのない心豊かで安全・安心な社会をつくるためには、学校を含めた地域社会全体がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめに対峙することが大切です。いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめをなくすことを旨として取り組まなければなりません。

佐倉市立南志津小学校では、『南志津小いじめ防止基本方針』を基に、いじめ防止に向けてP D C Aサイクルでの活用を図り、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって連携・協働する体制づくり、「いじめ」のない学校づくりに努める所存です。温かいご理解とご協力をよろしく願いいたします。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

【物理的いじめ型】・・・経済的・身体的な被害を与える行為

- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される等の行為。）
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）

【物理的ふざけ型】・・・物理的行動によって恥をかくことを楽しむ行為

- ・着ている物をぬがす。
- ・顔にいたずらがきをする。

【心理的いじめ型】・・・仲間はずれの行為

- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなどいやなことを言われる、いやがらせの手紙等。）
- ・無視

【心理的ふざけ型】・・・相手の困っている姿を見て楽しむ行為

- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・つねったり、物を取り上げたりする。

【ネット型いじめ】

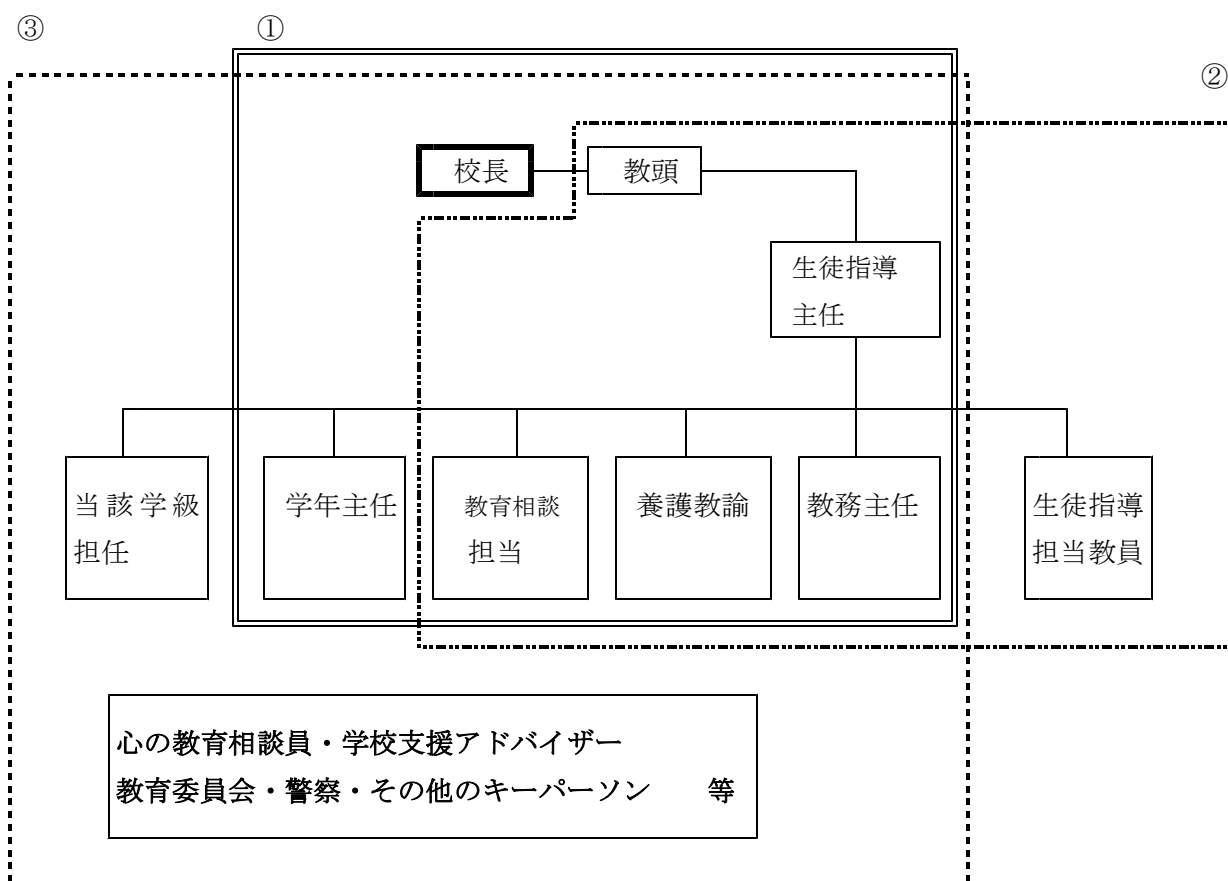
・携帯電話やパソコン等のICT機器によるインターネットを利用したメールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを使い、悪口を書いたり、画像や個人情報などを無断で掲載したりする。

4. いじめの視点

市の方針に基づき、いじめについて以下の①～④の視点を明確にします。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ②いじめは、子どもが時と場合により、被害者になったり、加害者になったりする経験を持つことが多く見られます。
- ③「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、いわゆる「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

5. 学校いじめ対策の組織



- ①いじめ対策会議
- ②生徒指導委員会
- ③いじめに関わる情報があつたときの緊急対策会議

※毎週月曜日に全職員での生徒指導会議を実施し、情報の共有を行います。

※月に一度生徒指導委員会を開き、より細かい情報共有を行います。

①いじめ対策会議

○メンバー

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，
教育相談担当，養護教諭，特別支援コーディネーター，学校支援アドバイザー

- ・年4回程度開催（4月，7月，12月，3月）
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・いじめの相談，通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック
- ・1年間のいじめに関する調査や分析，基本方針の見直し（3月）

②生徒指導会議（毎週月曜日），生徒指導委員会（毎月1回金曜日）

○メンバー（生徒指導会議）

全職員，学校支援アドバイザー

○メンバー（生徒指導委員会）

教頭，生徒指導主任，学年等生徒指導担当教員，養護教諭，
教育相談担当，心の教育相談員

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・来月の重点事項の確認等
- ・いじめ相談・通報の窓口としての役割

③いじめに関わる情報があったときの緊急対策会議

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，当該学級担任，
教育相談担当，養護教諭，教育委員会，心の教育相談員，学校支援アドバイザー，
その他のキーパーソン 等

- ・いじめ情報があった場合に招集
- ・情報の迅速な共有と記録
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者や関係機関（教育委員会・警察等）との連携など具体的な対応策と情報の共有

④学年会（日常的な学年内の会議）

- ・毎週1回金曜日に開催する。

→翌週月曜日の職員打ち合わせで，全職員に周知する。

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報等の交換
- ・具体的な対応策と情報の共有

6. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、自己決定の場を与え、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、子どもが時と場合により被害者になったり、加害者になったりする経験をもつのだという実態を捉えながら個々の人間関係を把握していきます。その上で、差別的な発言や児童を傷つける発言（暴言）、体罰（暴力）がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、これらを容認せず、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

また、いじめの「加害者」を生まないようにすることだけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」として暗黙の了解を与える存在を生まないように指導をします。

(1) 授業について

・それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業、体験的な授業、一人一人に応じたきめ細かな授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること
- ⑤専科、交流、T・Tなど多くの教師の目で児童を見て支援すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にすることを指導の充実に努めます。

○人権に関する標語づくりを毎年行い、啓発に努めます。

○道徳の授業では、「主として人との関わりに関すること」の「親切、思いやり」「友情、信頼」や、「主として自分自身に関すること」の「正直、誠実」の内容項目を扱う際には、友達を思いやることや、豊かな人間関係づくりについて考えさせる。

- ・具体的に
- 1年生・・・友達と仲良くし、助け合おうとする態度を育てる。
 - 2年生・・・身近にいる人に温かい心で接し、親切にする態度を育てる。
 - 3年生・・・友達とお互いに理解し、信頼し、助け合おうとする態

度を育てる。

4年生・・・相手のことを思いやり、進んで親切にしようとする態度を育てる。

5年生・・・誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立った言動がとれる態度を育てる。

6年生・・・友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら人間関係を築いていこうとする態度を育てる。

(3) ピア・サポートの取り組み

○豊かな人間関係づくりプログラムを年間計画に位置づけ、各学年発達段階に応じた取り組みを行います。

(4) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

(それぞれの学習や行事を通して、どんなところをどう高めていくのか。)

- ・ 1年生・・・生活科の昔の遊びの体験活動を通して友達と仲良くしたり、自分たちを見守ってくれる地域の人との交流を深めたりする。
- ・ 2年生・・・生活科の町探検などのグループ活動を通して、友達や地域の人との交流を深める。また、栽培活動を通して命の大切さに気付くようにする。
- ・ 3年生・・・総合的な学習の時間の発表会を通して、友達のよさに気づき、互いの理解を深める。
- ・ 4年生・・・クラブ活動での同学年・異学年交流、校外学習のグループ活動を通し、友達と互いに理解し、助け合う心を育てる。
- ・ 5年生・・・クラブ活動や委員会活動などの同学年・異学年交流や、宿泊を伴う集団活動（ブルースクール）を通して、友達のよさや違いを認め合い、互いに協力する心を育てる。
- ・ 6年生・・・クラブ活動・委員会活動での同学年・異学年交流、修学旅行で、グループでの活動・見学や宿泊を伴う集団活動を通して、友達と協力する心や思いやりの心を育てる。最上級生として、下学年を守る心情を育てる。

(5) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- ・ 毎月いじめに関わるアンケートを実施後に、教育相談を行います。

特に、6月、11月は担任が個別に児童全員と面談をします。

(密室では行わないように扉を開けるなどの工夫をしています。)

- ・ 児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。

- ・担任だけでなく、学年で相談できる体制を整えています。
- ・「教育相談月間」や「心の教育相談員の来校日」などを学校便りに載せ、保護者への理解を図ります。
- ・児童全員と一対一で話す時間を作ります。
- ・込み入った話は、必要に応じてこころさんルームを使用します。
- ・こころさんルームの前に相談箱を設置し、担任に相談できない内容は、心の教育相談員もいることを児童や保護者に周知し、自由に出入りできる環境を整備します。来校の期日については、学校だよりで連絡します。
- ・学区訪問（4月）や個人面談（7月・12月）などで、学校とその地域における友人関係の情報を教師と保護者が共有します。
- ・いじめに関する調査を毎月行い、教育委員会に報告をします。
その際、疑わしきは報告をして様子を見るようにします。
- ・いじめを受けて学校や家庭で相談しづらい場合のことを考え、毎年「千葉県いのちの電話」カードを配付します。また、「いじめ相談ダイヤル」や「千葉県子どもと親のサポートセンター」なども周知します。

（6）定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組みます。
 - ・いじめに関するアンケートを毎月行います。その際にマイナス面だけでなく友達のよいところにも目を向けられるよう配慮します。
 - ・結果の集計や分析は、学年で協力して行い、深刻な内容については生徒指導主任、管理職に相談をします。さらに、いじめの緊急会議を招集します。
 - ・アンケート実施時には、机を離すなど周りで見られないような配慮をします。また、実施に際しては全員が記述する項目を設け、記入している児童が他の児童から質問をされたり、責められたりすることが無いように配慮します。
 - ・アンケートは、回収後その日のうちに確認をし、嫌な思いをしている児童に対してはすぐに面談をし、詳しい内容を聞きます。
 - ・実施したアンケートについては2年間、集計結果については卒業まで書庫で保管します。

（7）教員の取り組み

- いじめの早期発見・早期解決に努め、未然防止、初期対応できるように取り組みます。また、いじめを発見した時には「いじめ発生時の早期対応マニュアル」に則って、組織的に対応します。
 - ・「いのちを大切にできるキャンペーン」を必ず行います。
 - ・月の生活目標を掲げ、全校で取り組みます。
 - 1 1月・・・「友達を大切にしよう」
 - 2 月・・・「感謝の気持ちを込めて生活しよう」

- ・休み時間は児童と触れ合う時間をもつように心掛け、児童の様子を把握するよう努めます。
- ・毎週金曜日の学年会議や随時学年間の連絡を密にし、児童の様子を把握します。
- ・教師の子どもに対する言葉遣いについては十分注意しながら行うようにします。(あだ名や安易な発言は控えるように心掛けます。)
- ・部活動については、選手になることだけを目標とさせず、自己の目標にどれだけ向き合えたかを確認し、頑張りを認める場になるようにします。過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童のストレスを高め、いじめを誘発することがないようにします。
- ・嫌な思いをした時には、誰かに相談すること(話す勇氣)が大切であることを指導し、相談や通報はいつでもどの教職員にでもできることを児童に知らせます。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。
- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・高学年は、時と場合に応じて特別活動として情報モラル教育を行います。内容は、携帯電話やインターネットを利用したいじめの現状や防止についての指導を行います。(リーフレット「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」等の活用)
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(9) 保護者への啓発活動

- 年度当初の学校経営説明で、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、課題の共有と情報提供、協力の依頼を行います。
- ・時と場合に応じて、学校だよりや学年だよりを通しての啓発活動を行います。
- ・学級懇談会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。
- ・教育ミニ集会を通しての啓発活動を行います。

(10) 児童会を中心とした取り組み

- 児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。
- ・児童会での活動を主体とし、全校に呼びかける形で、いじめゼロ宣言を周知する。
- ・代表委員会等での話し合い
- ・児童を主体としたオンリーワン集会などでの取り組み

7. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

いじめ発生

↓

一次報告(学年間・生徒指導主任・管理職)

※事実確認の方法や人員の配置を行う。

事実の確認（※時系列で事実・指導内容・結果）を記録にとる。

↓ 本人と傍観者からも情報を得る。

報告

- ・校長，教頭（管理職）へ
- ・学年主任へ
- ・生徒指導主任へ

↓

全体に報告（打ち合わせや職員会議等で全体で周知）

- ・いじめや疑わしき行為については、すぐに事情を聞きます。（本人・傍観者）
- ・保護者には事実と指導した内容をすぐに報告をします。
- ・担任は一人で判断したり対応したりせず、学年や生徒指導主任を通して、管理職に相談してから対応にあたります。
- ・いじめられた児童やいじめを教えてくれた児童に対しては慎重に対応し、安全を確保します。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・「こころさんルーム前」の相談箱から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。

- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめの緊急会議を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童，関わりのある児童，全ての教職員から情報提供を得て，事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を，詳しく整理して記録します（時系列，児童 別等）。
- ・確認したことをもとに，事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況，児童の状況と関係，家庭の状況等を考慮し，いじめの緊急対策で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し，管理職に相談してから今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童，保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を，電話や家庭訪問などでていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて，心の教育相談員，学校支援アドバイザーなど，専門機関を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても，いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。
- ・いじめられた児童の保護者には，定期的に学校での様子を伝えるように努めます。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については，毅然とした指導をします。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。その際，なるべく複数教員で指導にあたるように努めます。
- ・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後のより良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害児童の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・状況に応じて、心の教育相談員、学校支援アドバイザーなど、専門機関を活用して指導にあたります。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に電話や家庭訪問などで連絡します。
- ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全や健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○保護者と協力して、保護者同士の関係づくりを行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別に個別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会からの出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを本人や保護者に伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害児童、加害児童とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続

します。

- ・登校をしぶる場合には、担任が自宅に迎えに行ったり、電話で励ましたりするようにします。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、警察や関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります
- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

8. 重大事態への対処

法に基づき、次に掲げる場合には、緊急に対応していきます。

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童の身体に重大な被害を負った場合
- 児童の所持する金品などに重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえます。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなく児童の状況など、個々のケースを十分把握します。

(1) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会を通じて市長に報告します。その後、①認知に係る報告書②調査結果に係る報告書③事案に係る報告書を文書にて報告します。また、警察や関係機関にも連絡します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は、「いじめに関わる情報があつたときの緊急対策会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのよ

うな問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にします。

- ・ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(3) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・ 調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・ 事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

9. 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式・着任式 ・ 企画会議 ・ 学区訪問（4月下旬） ・ 地区児童会 ・ いじめ防止強化月間 ・ 生徒指導部会議 ・ 校内生徒指導研修 ・ 月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間，学年間の情報交換 ・ いじめ対策会議① ・ 放課後の児童の様子や交友関係を把握する。 ・ 縦割りで下学年の世話をすることにより思いやりの心を育てる。 ・ 道徳等の授業を通して、「いじめ」について考えさせる。 ・ いじめに関わる共通理解 ・ 研修を通して、生徒指導について理解を深める。 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2年学校探検 ・ 部会陸上競技大会 ・ 運動会 ・ 生徒指導部会議 ・ 月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下学年との交流を通し，思いやりの心を育てる。 ・ 大会を通して仲間意識を高める。 ・ 練習や本番を通して仲間意識を高める。 ・ いじめに関わる共通理解 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡陸上競技大会 ・ 教育相談期間 ・ 水泳学習開始 ・ 3年生市内めぐり ・ 生徒指導部会議 ・ 月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なアンケートの実施・定期教育相談 ・ 水泳学習を通して，学年間の絆を深める。 ・ 市内めぐり体験を通じた人間関係づくり。 ・ いじめに関わる共通理解 ・ 月のいじめ報告を教育委員会にする。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画会議 ・ 4年生校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策会議② ・ 4年生校外学習を通じた人間関係づくり。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会 ・集団下校 ・個人面談 ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割りで下学年の世話をすることにより思いやりの心を育てる。 ・学校や家庭での子どもの情報を互いに把握する。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 ・いじめ防止子供サミット
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会議 ・5年生校外学習 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関わる共通理解 ・5年生校外学習を通じた人間関係づくり。 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市小中体育大会 ・1年生校外学習 ・2年生学区探検 ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会を通して仲間意識を高める。 ・1年生校外学習を通じた人間関係づくり。 ・2年生学区探検を通じた人間関係づくり。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージックフェスタ ・教育相談期間 ・部会音楽発表会 ・3年生校外学習 ・6年生修学旅行 ・印旛郡音楽発表会 ・オンラインワン集会 ・2年生校外学習 ・ほのぼのランチ ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年や全校で、心を一つにして合唱や演奏をする ・定期的なアンケートの実施・定期教育相談 ・発表会を通して仲間意識を高める。 ・3年生校外学習を通じた人間関係づくり。 ・6年生修学旅行を通じた人間関係作り。 ・発表会を通して仲間意識を高める。 ・全校児童人権標語作成・人権ビデオ視聴 ・「いじめゼロ」宣言 ・2年生校外学習を通じた人間関係づくり。 ・外部の人との交流を通して、他者理解の心を育てる。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画会議 ・個人面談 ・1年昔遊びの会 ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議③ ・学校や家庭での子どもの情報を互いに把握する。 ・地域の方々を招いての交流活動 ・いじめに関わる共通理解

		<ul style="list-style-type: none"> ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・学級懇談会 ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生に感謝の気持ちをもって送ることを通じた人間関係づくり。 ・一年間の子供の様子についてお互いに情報を交換する。 ・いじめに関わる共通理解 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画会議 ・地区児童会 ・卒業式，修了式 ・学級編制 ・生徒指導部会議 ・月末いじめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議④ ・一年間お世話になった6年生に感謝の気持ちをもつとともにきまりや規則を守ることを再確認する。 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成 ・いじめ問題取り組みについての評価 ・月のいじめ報告を教育委員会にする。

10. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は，年度の反省を生かし，見直し改善していくこととします。
- ・この基本方針を学校のホームページにアップして公表します。

関係機関

- ・佐倉市教育委員会指導課 (Tel 484-6185)
- ・佐倉市教育センター (Tel 486-2400)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター
(Tel 0120-415-446)
- ・佐倉警察署 (生活安全課) (Tel 484-0110)
- ・千葉県中央児童相談所 (Tel 252-1152)